

キラリ

酒田市農業委員会報 No.60



知人のお子さんもお手伝い



白崎映美さんもピックリ! 夫ぶりなアスパラ
(酒田北前大使)

「甘くて柔らかい春芽が旬 ～アスパラガスの収穫～」(黒森地区)

※撮影のため、マスクを外しています。

特集

農地を活かし 担い手を応援する ～農地利用の最適化の推進～(2、3面)

キラリな女性 ^{ひと}かがやく女性農業者

教えてキラリン(4面)

若手農業者リレーエッセー かぜ(5面)

農業一筋 おしらせ(6面)

令和3年 春季号

農地を活かし 担い手を応援する

農業委員会は、酒田農業の持続的発展を目指して、
農地を守り、活かし、耕し続ける
農地利用の最適化に取り組みます。

◎ 農地利用の最適化の推進

農業委員会には、農地法に基づく権利移動の許可等に加えて、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として明確に位置付けられています。

酒田市は、平地と砂丘畑地域、中山間地域があり、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっているため、地域の実態に応じた取り組みを推進し、最適化に向けた活動の強化が求められています。砂丘畑地域と中山間地域では、耕作者の高齢化や基盤整備のされていない区画・形状の悪い農地等が多く、後継者不足等による遊休農地の拡大が懸念される一方、平地では、水稻を中心とした土地利用型農業が盛んですが、担い手不足の地域もあるのが現状です。

農業委員会では、これらの課題に対応していくため、

● 担い手への農地利用の

集積・集約化

● 遊休農地の発生防止・解消

● 新規参入の促進

の活動の3本柱に積極的に取り組んでいます。

担い手への農地利用の 集積・集約化

◎ 人・農地プラン

農業委員会は、市内16地域にある人と農地の問題解決のための「人・農地プラン」に積極的に参画して、令和3年3月に実質化された「人・農地プラン」の実行に向け主体的に取り組めます。

◎ 農地中間管理事業

酒田市農地集積センターを通じ

新規参入の促進

◎ 相談から就農まで

農業委員会は、新たに農業を始めようとする方に対して、相談から就農、定着までの継続的な支援に関係機関・団体とともに積極的に取り組みます。

営農希望にマッチした貸借可能な農地を探すなどサポートを行い、就農後は定着を図るため、相談に乗るなどフォローアップに努めます。



た農地中間管理事業を推進します。関係機関・団体と連携しながら、農作業の効率化と生産コストの低減に資するため、効果的な農地の集約化に取り組めます。

◎ 充実した研修・支援

市農政課は、農業の基礎などを学ぶ農業体験や研修の紹介を行っています。10月には米作りをから学べる「もっけ田農学校」が開校します。

また、安心して農業が始めることができるよう「さかたで独立就農支援事業費補助金」などで支援します。



遊休農地の発生防止・解消

◎ 遊休農地とは

過去1年以上作物の栽培が行われておらず、草刈りなどの維持管理がされていない農地などを言います。

遊休農地の発生は、近年の農業従事者の減少や耕作不利益による管理の負担増などが要因となっています。農地管理は、適切な時期に人手をかけて対応することが必要となるため、労力不足などは大きな影響を及ぼします。

しかし、遊休化して雑草や雑木が繁殖すると、病害虫の発生源となり、周辺農地に迷惑が掛かります。また、農地をいったん荒廃させてしまうと、復元に多大な労力と費用が掛かるため、放置されやすくなります。日頃からの適切な管理が農地の維持には欠かせません。

◎ 農地パトロール

農業委員会では、遊休農地の発生防止と解消のため、年間を通して農地パトロールを行っています。



また、毎年7月から8月を強化月間に設定し、遊休農地や違反転用の早期発見・是正に取り組んでいます。

農地パトロールでは、①農地利用の確認 ②遊休農地の実態把握 ③違反転用の発生防止・早期発見を調査しています。

◎ 農地利用意向調査

農地パトロールによって遊休農地を確認した場合、農業委員会では、農地所有者等に今後の利用意向を調査し、農地中間管理機構との協議や地域、関係機関等に働きかけながら、速やかな解消対策に努めています。

その一環として、自作が難しい場合は、地元農業委員会が中心となり、耕作者のあつせんのお手伝いをしています。

農地転用するときは 農地法の許可が必要です

農地を住宅や駐車場、資材置場など農地以外に転用する場合、農地法の許可が必要です。自己所有の農地であっても同様に許可が必要です。(市街化区域の場合は届出)

また、場所によっては転用ができないところもあります。

農地転用の計画がある場合は、酒田市農業委員会または各総合支所まで、事前相談をお願いします。

○ 一時的な転用にも許可が必要・・・？

農地を一時的な資材置場、現場事務所、砂利採取場などとして利用する場合も農地転用になり、一時転用の許可が必要です。

○ 再生可能エネルギー施設への転用・・・？

農地に太陽光発電設備等を設置する場合も農地転用になります。なお、太陽光発電設備等に転用できない農地もありますので、事前に相談、確認をお願いします。

○ 農地法以外の法律・・・？

場所や事業内容によって、農地法以外にも農業振興地域の整備に関する法律(農振法)や都市計画法など他法令の規制を受ける場合があります。他法令で認められない場合は、農地転用の許可がされません。

○ 無断転用には罰則・・・？

農地法の許可なく転用した場合には、原状回復命令や罰則が課せられることがありますので、ご注意ください。



無断転用は法律違反!!

キラリな女性

かがやく
女性農業者

『初心を忘れずに』



中平田 手蔵田地区
本田 茜

私は、今働いている株はなはなに入社して農業の仕事を始めました。農業は全くしたことはありませんでしたが、以前スーパーで働いていた時に野菜や花などほどのようなに育てられて出荷されてくるのか興味を持っていたのと、体を動かす仕事がしたくて始めたのがきっかけです。

働き始めてからずっとアルストロメリアを担当しています。春のハウスでの土壌作りから定植・ハウス内の温度管理や水管理・収穫・調整・出荷まで一年を通して行っています。毎年同じことの繰り返しですが、その年ごとに天候や気温などが異なり、ハウス管理の仕方そのつど変えていかなければならないので、毎年頭を悩ませながら今年はどうしようかなと考えたりするのも楽しいです。いろいろ

ろ試してみても失敗することもあります。アドバイスをもらって良いものができた時の喜びがあるからこそ、大変でも頑張っただけだと思えますし、やりがいを感じています。

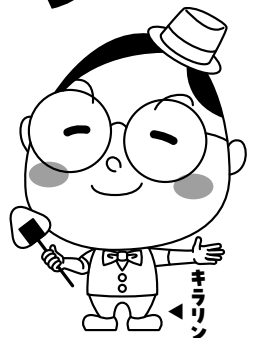
アルストロメリアは一年を通して出荷していて、特に秋から冬は花持ちも良く、彩りも豊富なため、いろいろな用途に使える花です。育てた花が多くの人の手へ渡り、喜んでもらえることも嬉しいです。

農業を始めて今年で9年になります。毎年一年生に戻ったような気持ちになります。初心を忘れずに常に良いものをつくれるように日々楽しみながら努力していきたいと思えます。



農地に関するほていむを解消

教えて キラリン



このコーナーでは、農地に関する素朴な疑問・質問に、キラリンがお答えします。

今日のテーマ 地目

Q 農地の売買や転用の時に「地目」という言葉を耳にします。「地目」とは何ですか？

A 地目とは、土地の現況や利用目的によって定められる土地の用途のことです。不動産登記法により、土地登記簿（登記事項証明書）に記載される情報の一つで、全部で23種類あります。

- 主な地目
- 「田」「畑」「宅地」「山林」「原野」「雑種地」など

Q 登記簿の地目は誰がどのように決めるのですか？

A 地目変更の登記申請などを前提に法務局登記官が認定

するものです。土地の現況や利用目的に重点を置き、土地全体としての状況を観察して決定します。

Q 登記簿の地目が原野でも、現在耕作していれば農地法の規制がありますか？

A 農地法では、「農地」とは「耕作の目的に供される土地」としており、耕作に供されているかという土地の現況に着目して規定しています。よって土地の現況が農地であるときは、農地法の諸規制が適用されます。

このことから、登記簿の地目が山林、原野など農地以外のものになっても現況が農地として利用されていけば農地法の規制を受けます。



かぜ

～若手農業者リレーエッセー～



私は大学を卒業してすぐに実家に就農し、今年でちょうど10年になります。この間、両親をはじめ、農家の先輩、勉強会の先生などたくさんの方に農業のことを教わってきました。いろいろな話を聞き自分なりに実践してきて、最近ようやく、自分が農業で何を指したいのかが定まってきました。それは「農業という仕事を当たり前のものにする」ということです。では当たり前の農業とはどんなものなのか、いろいろな考え方があっては思いますが、私が現時点で考えているのは「家族で生活していただけるだけの収入があり、適宜休みが取れる農業」です。そのために必要なは大きく2つ、栽培技

次の10年に向けて

平田 飛鳥地区 土田 伸平

術と経営管理です。

素晴らしい作物をたくさん作り、どんぶり勘定をやめるとも言えます。栽培技術を向上させていくだけでなく、新しい方法を模索し取り入れていくことも重要で、休みも取れる仕事の段取りを考える手助けにもなると思っています。そして儲けがいくらか出ているのか、どこにお金を使っているのか、どのくらい働いているのかを把握し、それを次へとつなげていく経営管理ができれば、当たり前の農業の実現は決して不可能なことではありません。

ここまでの10年で私はようやく目指す物ができました。ここからの10年はこの目標に向かって邁進していきたいと思えます。私の子供やその世代が農業を当たり前の職業として選べる様に、私が見せていきたいと思えます。

に、私が見せていきたいと思えます。



農業者年金に加入しましょう

老後の生活をしっかりサポートします。
農業に従事する方なら、広く加入いただけます。

*** 農業者年金のメリット ***

- ① 少子・高齢化時代に強い積み立て方式
- ② 保険料の額は自由に決められます
- ③ 終身年金で80歳までの保証付き
- ④ 保険料は全額社会保険料控除
- ⑤ 保険料に国庫補助も (要件があります)

全国農業新聞 農家の経営とくらしに役立つ情報を農業者の視点でお届けします

- 発行日 毎週金曜日
- 購読料 1か月 700円

※お申し込みは農業委員会へ

～世代を超えて食べて守ろう 伝統野菜～

～酒田の在来作物を紹介～

『紫折菜』

(栽培地：古湊・豊里地区)

寒さに強く、茎や葉が健康機能性を持つアントシアニンで紫色をしています。青野菜が少ないこの時期に最初に出てくる露地野菜なので、庄内の春の風物になっています。

中国原産の紅葉苔（ホンツァイタイ）の一系統で、日本に伝わったのは昭和10年頃、古湊や豊里で栽培が始まったのは昭和10～30年頃のようなようです。

【食べ方】 みそ汁やおひたしが一般的。苦味やえぐみが少なく、甘みとぬめりがあります。





農業委員会がおじやまして

お聞きしました!

西荒瀬穂積地区

伊藤 重明
好美 明
ご夫妻



「農家は一人ではできない。人との繋がりが大事」と話す重明さん(73歳)、好美さん(69歳)ご夫妻は、息子さんと共に、田と畑約6畝を経営しています。田の経営は息子さんが中心に行い、お二人は畑でメロンやネギなどを育てています。

本市農業委員など地域のリーダーとして活躍されてきた重明さん。大学卒業後すぐに就農し、水管理などの稲作のノウハウは、父親に一年間は教えてもらったとのことでしたが、「そのあとは父親や地域の先輩方の作業を見ながら

やった。夜は酒を酌み交わしながらいろいろ教えてもらった」と振り返ります。

今は、自分の体力に合わせて、朝の天気を見てから農作業の優先順位を決めて、自分が食べて美味しいと思うものを作ろうと心掛けているそうです。

そんな重明さんは学生時代に山岳部だったこともあり、夫婦で山歩き&温泉でリフレッシュしてきたとのこと。重明さん60歳の還暦記念には、二人で富士山に登ったそう、山頂でのご来光は今でも忘れられないそうです。

同居する2歳になるお孫さんの日々の成長が楽しみと笑顔になるご夫妻。「孫が20歳になるまで頑張りたい」と

力強く語る重明さんの隣で小さく頷く好美さん。これからも元気で活躍ください。(伊與田明子委員)



おしらせ

農地中間管理事業

今年度の予定

申込期限

1回目 / 6月30日(水)
2回目 / 10月29日(金)

※令和4年から貸し付け(経営移譲)をした場合は右記期限まで申し込んでください。

※経営転換協力金を申請する場合は1回目に申し込んでください。

申し込み

貸付希望・耕作希望の方はともに、酒田市農業委員会事務局、庄内みどり農協の各営農課、酒田市袖浦農協へ。

※本事業は白紙委任です。貸し付けする相手方が決まっている場合は、窓口でご相談ください。

各種変更届

すでに契約されたものの各種変更手続き(名義変更、住所変更、振込口座変更、借賃変更など)も忘れずに手続きしてください。

農業者年金受給者の方へ

6月は現況届の提出月です

5月下旬に農業者年金基金から「農業者年金受給権者現況届」の用紙が送付されます。同封のご案内にそって、6月中に必ず提出してください。詳しくは、酒田市農業委員会事務局へ。

編集後記

編集後記を書いている現在、例年よりも早く梅や桜が次々と花開いてきました。そして、今号が皆様の手元に届くころには、緑で満ちているところでしょう。身の回りでは、新型コロナで生活が激変しているにも関わらず、いつもの春の華やいだ季節になってきました。このコロナもいずれは克服できるウイルスとなり、一刻も早くこれまで人類が乗り越えてきたものと同様に、共存しうるようになることを願うばかりです。

今号は農業委員が新たな体制となり、初めて作成した会報です。これからの会報「きらり」を通して、皆様に酒田市の農業・農村の魅力を知ってもらえたら幸いです。(伊與田)